

事務連絡

平成24年7月2日

公民館長
文化会館長
生涯学習センター長
青少年活動センター長
門真市民プラザ体育館長
運動広場長
旧第六中学校運動広場長

生涯学習部長

文化・スポーツ施設予約システムに係る業務の取り扱いについて（通知）

各施設における予約業務は、施設の利用の公平性、利便性確保の観点から、次のとおり取り扱われたい。

① 登録カードの交付について

新規利用者登録件数が減少していることに鑑み、申請者の要望を聞き、希望する場合は即日交付すること。この場合、交付までに要する概ねの時間をあらかじめ申請者に伝えるとともに、閉館時間までに作業を行うことができないなどのやむを得ない事由がある場合は、申請者に説明し、了承を得ること。

② 利用者登録の要件について

文化施設予約システムを活用する施設では、改正された利用案内に従って、新たな利用者登録の要件や利用者登録申請書により業務を行うこと。この際、個人が主体となって参加者を募集することにより行う生涯学習活動についても利用者登録申請を認め、市民の自由な施設利用を妨げることの無いよう取り扱うこと。